

議会運営委員会

令和3年2月8日（月）

午前10時00分開会

○三鬼（孝）委員長　おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会につきましては、令和3年第2回尾鷲市議会臨時会の議案3議案と会期及び議事日程（案）についてでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に、市長から御挨拶を。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、令和3年第2回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第2号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、議案第3号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について、議案第4号、東紀州環境施設組合設立の協議についての3議案であります。

なお、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に対応するため、関連予算を計上させていただいたものであります。

緊急事態宣言が延長される中、全国一斉にワクチン接種が進められることとなっております。本市では、接種の準備体制について、福祉保健課が中心となり、紀北医師会、紀北薬剤師会、尾鷲総合病院と協議を行い、医療従事者の接種体制、接種会場の確保を調整し、準備を進めております。また、庁内体制としても、福祉保健課をサポートするため各課の応援体制を整えており、市民の方々が安心してワクチン接種を受けられるよう、万全の体制で取り組んでまいります。そのことをまず御報告させていただきます。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

それでは、議案第2号、第3号、第4号の説明を求めます。

○竹平総務課長　それでは、令和3年第2回尾鷲市議会臨時会の提出議案につい

て御説明をさせていただきます。まず通知をさせていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、提出議案でございますが、本臨時会の提出案件は、議案第2号の条例の一部改正議案1件、議案第3号の補正予算関係の議案1件、議案第4号の一部事務組合設立の協議に係る議案1件でございます。

それでは、各議案について御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

議案第2号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律において、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症と位置づけられたことに伴い、特措法附則第1条の2が削られたため、新型コロナウイルス感染症の定義を別に定める改正を行うものでございます。

次の3 ページを御覧ください。

議案第3号の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決についてにつきましては、お手元に配付の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書（第10号）及び予算説明書をもって御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

予算説明書の1 ページでございます。令和2年度補正予算書の1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,344万7,000円を追加し、これにより予算総額を134億2,435万2,000円とするものでございます。

まず、歳入についてでございます。

10 ページ、11 ページを御覧ください。通知をいたします。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用に対し交付される新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金546万5,000円の追加でございます。

2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金は、ワクチン接種のために必要な体制の確保に要する費用に対し交付される新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,798万2,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

12 ページ、13 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健費、2 目予防費は、ワクチン接種の実施に係る費用として、感染症予防対策事業2,344万7,000円の増額でございます。

このうち主なものにつきましては、ワクチン集団接種に係る準備品としての消耗品費 5 2 1 万 1, 0 0 0 円、予診票等の発送費用としての通信運搬費 3 0 0 万 3, 0 0 0 円の増額、委託料では医療従事者等及び 6 5 歳以上の高齢者に係るワクチン接種費用の予防接種委託料 5 4 6 万 5, 0 0 0 円及び接種者用送迎バス運行業務委託料 6 7 9 万 8, 0 0 0 円の追加、備品費では医療用の冷蔵庫など 9 3 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。

次に、繰越明許費補正について御説明をいたします。

4 ページ、5 ページを御覧ください。通知をいたします。

4 款衛生費、1 項保健費の感染症予防対策事業につきましては、執行が 4 月以降になると見込まれるものについて、年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものでございます。

次に、議案書に戻っていただき、4 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第 4 号、東紀州環境施設組合設立の協議についてにつきましては、地方自治法第 2 8 4 条第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務の共同処理を行う一部事務組合を設立することについて、規約を定めて協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

総務課長から議案 3 件の説明がありました。

特にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　それでは、2 番目の会期及び議事日程（案）について、局長から説明を求めます。

○高芝議会事務局長　　それでは、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は 2 月 9 日火曜日、1 日の予定でございます。会議は午前 1 0 時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第 2 号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてから議案第 4 号、東紀州環境

施設組合設立の協議についてまでの計3議案についてでございます。

委員会付託の後、本会議を休憩し、第2、第3委員会室におきまして行政常任委員会を開催し、付託議案の審査を行っていただきます。委員会終了後、本会議を再開していただき、審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、本日の午後4時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、ただいま議案付託表(案)のほうを通知いたしましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 局長のほうから、会期及び議事日程(案)について説明がありましたけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 それでは、本会議への説明員の出席について、総務課長から説明してください。

○竹平総務課長 本会議の説明員の出席についてでございますが、3役、財政課長、政策調整課長、福祉保健課長、市民サービス課長、環境課長、そして総務課長でよろしくお願ひしたいと思います。

○三鬼(孝)委員長 ただいま説明がありましたけど、これでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 協議事項は終わりましたので、特に何かありましたら。

○南委員 議案に直接関係ないんですけども、まあ最近、議運、全協を開いて臨時会というのがもう、例えば今回なんか今日開いて明日臨時会ということで、前回の場合も、第1回臨時会のときに、1日間があって明くる日開いたんですけども、できたらもし、予算的な面もあって、もっと余裕を持てる、僕は開催をしていただいたほうがいいんじゃないかなというような多々思いがいたしますので、ぜひとももっと余裕の持った、持ち方をできないのか、それだけ。

○三鬼(孝)委員長 副市長、どうですか。

○下村副市長 議案の種類にもよりますが、今後も議会運営委員会、議長とも協議をさせていただき、できるだけ余裕を持った日程としたいと思っております。

○三鬼(孝)委員長 よろしくお願ひします。

他にございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長　なければ、これで議会運営委員会……。

○村田議長　ちょっと議会運営委員会にお願いをしたいなと思うんですけども、先般、コンプライアンス研修を行いましたね。これに基づいて、今の尾鷲市議会の在り方というものをひとつ検証してみてもどうかと。その結果によって、やっぱり基本条例等の条項も、書き加える、あるいは変更する必要があるのではないかなと。

と申しますのは、これ、皆さんにお叱りを受けるかどうかわかりませんが、議会運営の上において、非常に最近、尾鷲市議会が様々な面において目に余るところもありますので、例えばブログですね。ブログに載せることは個人の自由で結構でありますけれども、しかしながら、これが執行部の執行権を侵害する、あるいは執行権を邪魔するような言い方を掲載しておるところもあるかに思います。

また、個人の名前を特定できるような記載の仕方というのもありまして、それは個人対個人ですから支障がないと思いますけれども、やっぱり執行部が執行、やっていく上において支障があるのではないかとと思われるところは避けたほうがいいと、こういうこともありますし、また、先般も委員会で申し上げましたけれども、やはり発言をする際に、我々議会でありますから、きちっと「委員長」と大きな声で挙手をして、挙げていただく、これも一つやっぱり議会としてのけじめではないかなと思いますので、その辺もありますし、またそのほかにも、言いかければ切りがないのでありますけれども、コンプライアンス研修を受けてまますることありますので、ひとつ議運のほうでそういったものを御検討いただいて、条例の改正ということがもしできるのであれば、そういう方向で進めていただきたいと思いますけれども、委員長、いかがでしょうか。

○三鬼(孝)委員長　ただいま議長のほうから、議員の行動というか、そういういろいろな面についての問題提起がありましたけれども、当然、議会基本条例も制定しておりますし、それらに抵触するおそれがあるというようなことも多々あると思いますけれども、この件については今日どうのこうのじゃなしに、議長と正副委員長のほうで、後日、議会運営委員会を開いて、重点的に審議をしていかなければならないかなと思いますけれども、皆さんどうですか。よろしいですか。

○三鬼(和)委員　議会基本条例等々をつくった折には、SNSとかはそんなに進んでいなかったということがあって、ネットなんか調べますと、御殿場市議会なんかは、SNSについても議員がどうすべきであるかというのを明確にうたったりというところもどんどん出てきておりますので、そういったことも踏まえて、新し

い時代に見合うような議会基本条例というのか、議員の在り方というのを議論するのはいいと思いますので、賛成したいなと思います。

○三鬼（孝）委員長　では、後日、議会運営委員会を開くということで御了解いただきたいと思います。

それでは、議会運営委員会を閉じます。御苦労さまでした。

（午前 10 時 14 分　閉会）